

帯広市森林整備計画実行管理推進チーム規約を次のように定める。

平成23年 8月22日

最終改正 平成24年 8月 9日

帯広市長 米沢 則寿

帯広市森林整備計画実行管理推進チーム規約

(名称)

第1条 本推進チームは、「帯広市森林整備計画実行管理推進チーム」(以下「推進チーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本推進チームは、森林法に基づく市町村森林整備計画が地域の森林のマスタープランとして位置づけられたことから、専門的な技術や知識を有する関係者により、実効性のある計画を作成するとともに計画の検証、評価を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 推進チームは、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について取り組みを行うものとする。

- (1) 帯広市森林整備計画の作成、検証及び評価等に関すること。
- (2) 森林経営計画の作成推進に関すること。
- (3) 市が行う業務に関すること。
- (4) 所在不明者の森林への施業代行制度を活用した林業事業者等による間伐等の推進に関すること。
- (5) 上記以外の計画事項に関すること。
- (6) その他作業チームの目的の達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 推進チームは、帯広市、北海道、森林管理局、准フォレスター、森林施業プランナー、森林組合等をもって構成する。

2 推進チームには、必要に応じその他関係者の出席を求めることができるものとする。

(役員)

第5条 推進チームに次の役員を置く。

- (1) チーム長 1名
- (2) 副チーム長 1名

(役員を選出)

第6条 チーム長は帯広市農政部農村振興課長をもって充てる。

- 2 副チーム長は十勝総合振興局職員以外の構成員の中からチーム長が指名する。

(役員の職務)

第7条 チーム長は会務を総括し、推進チームの議長となる。

- 2 副チーム長はチーム長を補佐し、チーム長に事故あるときはその職務を代理する。

(役員及び構成組織)

第8条 役員及び構成組織は別表のとおりとする。

(会議)

第9条 推進チームの会議はチーム長が招集する。

(事務局)

第10条 推進チームの事務局は、農政部農村振興課に置く。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、推進チームにおいて定める。

附 則

附則

この規約は、平成23年 8月22日から施行する。

附則

この規約は、平成24年 8月 9日から施行する。